

【案件 1】

鳥取駅—第二いなば墓苑間の乗合タクシー
の運行計画について

日本交通株式会社

鳥取駅－第二いなば墓苑間 乗合ジャンボタクシー運行計画について

運賃及び料金について

道路運送法第9条第4項の合意

運賃等について生活交通会議で合意しているとき

中国運輸局長の認可 ⇒ 中国運輸局長へ届け出

(実施予定日の30日前まで)

変更予定日 平成26年8月3日より

鳥取市生活交通会議
会長 谷本 圭志 様

所在地(住所) 鳥取市雲山219番地
名称(氏名) 日本交通株式会社
代表取締役 澤 志郎



鳥取駅ーいなば墓苑間の乗合タクシー運行計画の変更について

今般、下記のとおり鳥取駅ーいなば墓苑間の乗合タクシーの運行計画の変更を致したくお諮り致します。お取り計らいの程、何卒よろしくお願い致します。

記

1. 運行事業者

日本交通㈱
鳥取市雲山219番地
代表取締役 澤 志郎

2. 運行計画の変更概要

(1) 営業の種類 一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合タクシー)

(2) 変更内容 運賃額の変更

【現行】	→	【変更後】
大人 340円		大人 350円
小人 170円		小人 180円

運賃の計算方法

平成26年4月1日からの消費税率引上げ分のバス運賃の転嫁方法と同じ
 $340円 \times 108 \div 105 \div 350円$ (10円未満は10円単位に四捨五入)

※割引については変更なし

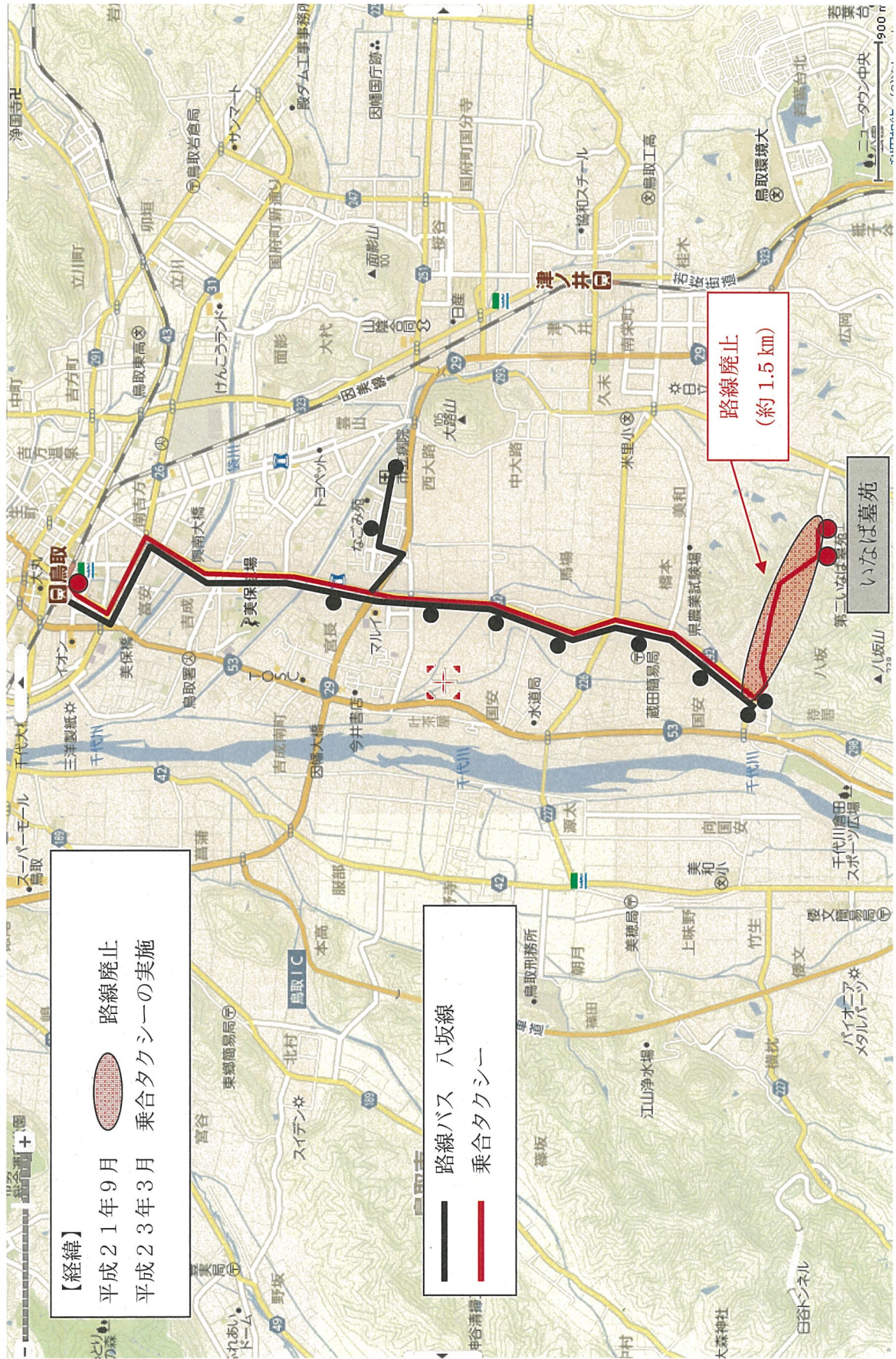
身体障害者、知的障害者、児童福祉法の適用を受ける者、精神障害者及び
介護人・付添人(当社において介護・付添を必要と認める場合)については、
その半額

(3) 変更理由

鳥取市営墓苑行き乗合タクシー事業補助金交付要綱において、「利用者が負担する運賃を既存の路線バスの運賃相当額とすること。」との条件があり、今年4月に消費税率引き上げによりバス運賃も引き上げられたことから、当該路線の運賃についても同様に運賃を引上げる必要がでてきた為。

(4) 変更予定日 平成26年8月3日より

鳥取駅-いなば墓苑間の乗合タクシー路線図



(案)

発生交第 号
平成26年 月 日

中国運輸局長 殿

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項並びに中国運輸局
公示第69号(H18.9.29付)4.に掲げる協議が調っていることの証明書

平成26年6月27日付け鳥取市生活交通会議において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

- ・いなば墓苑線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- ・鳥取駅～第二いなば墓苑間 (鳥取駅—いなば墓苑—第二いなば墓苑)
本区間はデマンド運行とする。

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

- 乗車1回あたり大人350円、小人180円
(身体障がい者、知的障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、精神障がい者及び介
護人・付添人(事業者において介護・付添を必要と認める場合)については、そ
の半額)

4. 適用する期間又は区間

- ・適用する期間

平成26年度の運行日は、平成26年4月1日～平成27年3月31日の間の
日曜日及び8月13日～15日、9月22日・23日、3月20日・21日の間
の毎日とする。

5. その他の条件を付す場合には、その条件

- (1) 運送の主体の名称、住所、代表者

- ・日本交通(株) 鳥取市雲山219番地 代表取締役 澤 志郎

- (2) 使用する自動車の乗車定員

乗車定員11人未満とすることができる。

平成26年 月 日

鳥取市生活交通会議

会長 谷本圭志

市営墓地の名称・所在地

	名 称	所在地
1	いなば墓苑	鳥取市八坂 311
2	第二いなば墓苑	鳥取市古郡家
3	円護寺墓地	鳥取市円護寺 861
4	丸山墓地	鳥取市丸山町 312-1
5	末恒墓地	鳥取市美萩野 2 丁目
6	福部墓地	鳥取市福部町箭溪
7	寺住墓地	鳥取市河原鮎ヶ丘
8	姉泊墓地	鳥取市気高町八束水
9	下坂本墓地	鳥取市気高町下坂本
10	出合墓地	鳥取市青谷町長和瀬